

会員各位

技術分野別 部会の設立と部会員募集について

平成21年5月
日本太陽エネルギー学会
会長 石原好之

本会は各専門領域の方々の交流促進と活性化を図るため今年度から技術分野別部会を設置することとしました。(次頁の「部会組織および運営規定」をご参照ください)

設立準備ができた部会は次の通りです。他の技術分野については順次立ち上げを計画中です。

各位にはご希望の部会にぜひ加入をお願い申し上げます。加入費は不要です。

なお、複数の部会加入でも構いません。

準備中の部会

部会名	専門領域
太陽熱部会	<ul style="list-style-type: none">太陽エネルギーの集熱および応用など技術およびシステム太陽熱利用促進に関わる制度・政策など社会システム太陽熱利用に関する市場動向などの産業分野
太陽光発電部会	<p>太陽光発電にかかわる広範な領域</p> <ul style="list-style-type: none">太陽電池の技術ならびに研究開発 (高性能化, 材料, モジュール, 次世代型太陽電池等)太陽光発電システムの技術ならびに研究開発 (システム高度化, 普及, メガソーラー等)太陽光発電の産業・政策動向 (市場動向, 産業動向, ビジネス戦略, 国家戦略等)
太陽光化学部会	<ul style="list-style-type: none">光化学電池 (色素増感太陽電池, 有機薄膜太陽電池, その他の光化学電池等)光触媒 (環境浄化, 燃料生産, 光化学反応利用等)光熱変換 (熱利用, 発電) 人工光合成系, その他
ソーラー建築部会	太陽熱利用, 太陽光利用をはじめとする自然エネルギー利用の建築への応用
風力エネルギー部会	<p>風エネルギーに由来する発電や動力など利用技術ならびに関連する分野</p> <ul style="list-style-type: none">風力エネルギーの利用技術や関連分野ならびシステム風力エネルギーの導入促進と普及啓発風力エネルギーに関する市場動向などの産業分野風力エネルギーと太陽エネルギーのハイブリット技術, 気象観測技術など

部会加入申込書

申込先: 日本太陽エネルギー学会事務局 (info@jses-solar.jp FAX: 03-3376-6720)

氏名:		参加希望部会(希望分野に○)	
所属:		太陽熱部会	
住所:		太陽光発電部会	
		太陽光化学部会	
		ソーラー建築部会	
電話:	FAX:	風力部会	
E-mail:	連絡事項		

日本太陽エネルギー学会 部会組織および運営規定

平成21年5月18日制定

第1条 部会の設置目的

日本太陽エネルギー学会は、本学会会則第4条の事業を遂行するために、各専門領域の更なる発展と活性化を期し、部会を設置することができる。

第2条 部会の申請

部会設立には5名以上の発起人を必要とし、発起人は以下の内容を記した設立申請書を会長宛に申請する。

申請内容：設立部会名、専門領域、発起人名簿、幹事（複数名）ならびに参画想定人数を含めた設立目的・趣旨、当面の事業計画等（基盤となる研究会活動、セミナー開催など）。

第3条 設立の承認

会長は、申請された設立申請書を理事会に諮り、設立の是非を決定する。

第4条 部会の構成員

部会の構成員は、日本太陽エネルギー学会の会員とする。ただし、研究会をはじめとする活動において非会員の参加を妨げるものではなく、本学会の紹介・新規入会への取り組みとして歓迎する。幹事の互選で部会長を定め、部会長は理事会に出席できる。なお、部会長の任期は2年/期とし、再任を妨げない。

第5条 部会の運営

- (1) 部会には、部会運営を円滑に行うべく数名の幹事を置く。幹事は、要に応じて職務を分担し運営に当たる。
- (2) 部会は年間実施計画書および年間活動報告書を作成し、これを基に部会長が理事会にて活動状況を報告し承認を得る。
- (3) 理事会は部会の運営について意見を述べ、その活動に関して勧告をすることができる。

第6条 部会の会計

- (1) 部会は原則として独立採算で運営とし、事務諸経費（資料印刷費等）を学会に納付しなければならない。事務諸経費は学会事務局と部会で協議のうえ取り決める。
- (2) 事業内容が学会全般の活動に関わる場合は学会に対し交付金を申請できる。学会の交付金が必要な場合は事業計画書を理事会に提案し、承認を得なければならない。
- (3) 部会は会計担当を置き、年度末の理事会に会計報告を行う。

第7条 部会の解散

- (1) 部会を解散しようとするときは、部会長が解散理由を記載した解散届けを会長宛に提出する。但し、解散後に当該専門領域を包含する新たな部会を発足させることが出来る。
- (2) 会長は、部会長から提出された解散届けを理事会に諮り、承認を得る。
- (3) 1年以上活動実績がない、活動報告がされないなどの場合、理事会は部会を解散させることができる。

付記

本規定は平成21年5月18日開催の第18期第7回理事会において承認された。